

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年6月26日

京都府知事 殿

提出者



住 所 大阪市北区天満1丁目3番21号

氏 名 株式会社 松村組 大阪本店

代表取締役専務執行役員本店長 岩本 恭治
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6354-8814

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 松村組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市北区天満1丁目3番21号
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	132.9億円
③従業員数	122人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化・木くず→再生処理業者に委託して、チップ（合材用、燃料用）として再資源化・その他→中間処分場で分別後、再資源化と焼却・埋立処分

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・産業廃棄物管理手順、環境活動管理規程 のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	各工程で、発生元の材料ごとに減量化、分別、リサイクルの検討を行う。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・基準寸法の統一（ロスの削減） ・工事生産化（プレカット、PC化、プレハブ化等） ・システム型枠、打ち込み型枠 ・型枠材、仮設材の転用回数を増やす、工事後の再利用をする ・材料供給会社に対して省梱包、無梱包を指導、依頼する ・分別により、有価物として回収される量を増やす 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	各工程で、発生元の材料ごとに減量化、分別、リサイクルの検討を行う。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・基準寸法の統一（ロスの削減） ・工事生産化（プレカット、PC化、プレハブ化等） ・システム型枠、打ち込み型枠 ・型枠材、仮設材の転用回数を増やす、工事後の再利用をする ・材料供給会社に対して省梱包、無梱包を指導、依頼する ・分別により、有価物として回収される量を増やす 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物・産業廃棄物に分別 ・安定型廃棄物と管理型廃棄物に分別 ・もっぱら物と廃棄物に分別 ・石綿含有産業廃棄物の分別 ・処理方法別（再生利用等）廃棄物の分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物・産業廃棄物に分別 ・安定型廃棄物と管理型廃棄物に分別 ・もっぱら物と廃棄物に分別 ・石綿含有産業廃棄物の分別 ・処理方法別（再生利用等）廃棄物の分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（平成28年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（平成28年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組)		
予定はありません		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（平成28年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t		t
	(これまでに実施した取組)			
		【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t		t
	(今後実施する予定の取組)			
予定はありません				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成28年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり		
	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t		t
	再生利用業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		.t
(これまでに実施した取組)				

(第5面)

【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
②計画	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
優良認定処理業者への委託割合を拡大する			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(平成28年度)実績量

計画:今年度(平成29年度)計画量(目標)

単位:トン